

## 東北地方太平洋沖地震に関する決議

平成23年3月11日14時46分頃、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という東北地方太平洋沖地震が発生し、東北地方をはじめ東日本の広い範囲にもたらされた地震と津波による被害は激甚なものとなっている。多くの尊い人命と、住宅などの貴重な財産が失われるとともに、交通・通信網をはじめ、電気・水道・ガスなどのライフラインも軒並み崩壊した。懸命な救助活動が行われている中、未だ多くの住民が被災地に孤立し、引き続き救助を求めておられる状況であり、安否が不明である住民は数万人規模にも達するなど、被害の状況は日に日に拡大している。また、福島県にある原子力発電所では、地震による施設の被害から危機的状況になり、広範囲にわたり、周辺住民が避難を余儀なくされているとともに、住民等に被ばくも確認されるなど、憂慮すべき状態が続いている。

広範囲の地域が壊滅的な被害を受ける中、避難生活を強いられている住民は、報道によると50万人を超えており、今後も増加することが予想されている。こういった状況において、多くの住民が正確な情報を把握することができない中、家族をはじめ、住宅などの財産のすべてを失うなど被害にあわれた住民の不安と悲しみは極限にまで達しており、早急かつ適切な被災者救済及び被災地復旧のための支援が強く求められている。

ここに、堺市議会は、堺市民を代表し、今回の地震と津波によって犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災地の方々に対し、心からのお見舞いを申し上げるものである。

この間、堺市においては、支援物資の輸送をはじめ、緊急消防援助隊の派遣など、様々な被災者支援活動を開始したところであるが、今後、国を挙げての広範囲な支援の拡大・継続を強く願うものである。

また、政府に対しては、被災地への自衛隊の派遣をはじめとする人命救助に全力を挙げながら、被災者救済及び被災地復旧に、追加的な法律的処置を含め、早急かつ積極的な措置を採ることを求める。特に、現在発生している福島県にある原子力発電所での事故については、正確かつ速やかな情報の把握と開示並びにすでに被ばくされた方々への「除染」などの迅速な対応を行うとともに、放射能被害の拡大防止に不退転の決意をもって取り組むことを求め、被災地の方々のみならず、国民全体の不安を早急に解消するよう強く要請するものである。

以上、決議する。

平成23年3月16日

堺 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 宛